



令和元年10月15日(火) 岐阜県発表資料			
所属名	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	長尾 安博	直通 058-272-1976 FAX 058-278-2680
家畜防疫対策課	課長	高井 尚治	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3531

豚コレラ発生に係る搬出制限区域の解除について

9月22日に、恵那市内の養豚場で発生した豚コレラ（県内22例目）について、防疫措置完了後17日が経過したことから、国との協議の結果、下記のとおり搬出制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを一部閉鎖します。

記

1. 搬出制限区域の解除日時

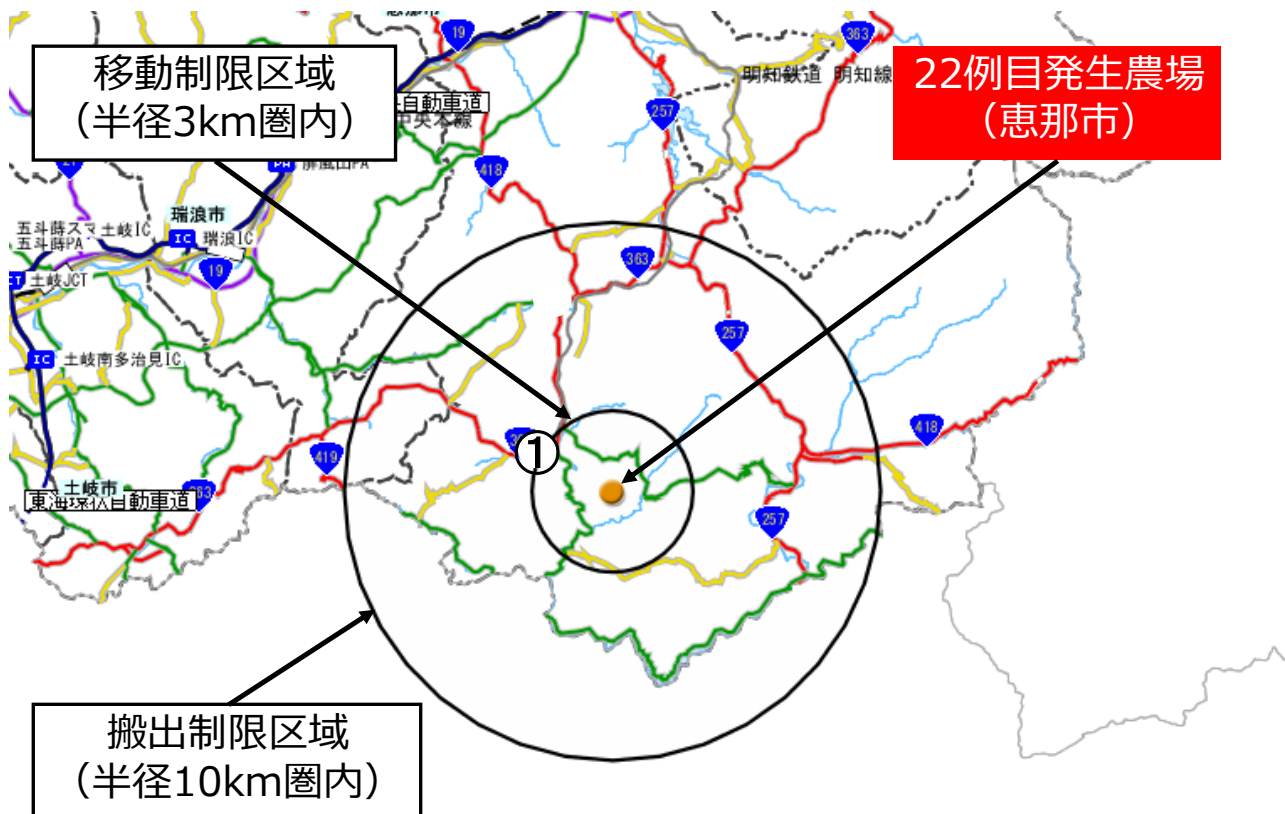
令和元年10月16日(水) 午前0時

2. 消毒ポイントの変更

搬出制限区域の解除に伴い終了する消毒ポイント（1箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
1	山岡振興事務所	恵那市山岡町上手向 1228-1	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



継続する消毒ポイント（1箇所）

施設名	住所	場所	消毒方法	消毒対象
明智振興事務所	恵那市明智町843-1	①	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ

※豚コレラまん延防止のため自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、搬出制限区域解除後も継続されます。

参考 「豚コレラまん延防止のための自主消毒ポイントの設置について」

URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/CSF-shodoku-pointo-0325.html>